

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第4570400590号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

ご契約者が自宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ☆ ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ☆ ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ☆ 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

| | |
|--------------------------------|---|
| 1. 事業者 | 2 |
| 2. 事業所の概要 | 2 |
| 3. 事業実施地域及び営業時間 | 2 |
| 4. 職員の体制 | 2 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 3 |
| 6. サービスの利用に関する留意事項 | 4 |
| 7. 苦情の受付について | 5 |
| 8 虐待防止・感染症・災害時業務・ハラスメント対策の取り組み | |

1. 事業者

- (1) 法人名 合資会社 祥桐
(2) 法人所在地 宮崎県日南市飢肥二丁目9番35号
(3) 電話番号 0987-21-2308
(4) 代表者氏名 上野 祥子
(5) 設立年月日 平成21年 7月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 利用者及びその家族の居宅における自立支援
(3) 事業所の名称 ブレイス居宅支援サービス
平成21年8月27日指定 宮崎県第4570400590号
(4) 事業所の所在地 宮崎県日南市飢肥二丁目9番35号
(5) 電話番号 0987-21-2308
(6) 管理者名 上野 祥子
(7) 当事業所の運営方針 利用者の自主性と選択を尊重し、適切な保健医療及び福祉サービスを総合的に提供できるように関係機関・団体と密接な連携に努める。
(8) 開設日 平成21年 8月27日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 日南市
(2) 営業日及び営業時間

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 営業日 | 月～金（但し、12/30～1/4・ 8/13～8/15を除く） |
| 受付時間 | 月～金（ 9:00～17:00 ） |
| サービス提供時間帯 | 月～金（ 9:00～17:00 ） |

4. 職員の体制

当事業所ではご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

「主な職員の配置状況」 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種 | 常 勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容 |
|------------|-----|-----|------|------|--------|
| 1. 管理者 | 1名 | | 1名 | 1名 | 総括業務 |
| 2. 介護支援専門員 | 1名 | | 1名 | 1名 | 介護支援業務 |

※ 常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名居る場合、常勤では1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金(契約書第3～6条、第8条参照)

《 サービスの内容 》

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況や置かれている環境等を把握した上で居宅サービス計画及びその他必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

《 居宅サービス計画の流れ 》

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
↓
- ② 居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料との情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
↓
- ③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
↓
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案を盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への照会

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への照会その他の便宜の供与を行います。

《 サービス利用料金 》

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の金額を一旦、お支払いください。

| 要介護 1・2 | 要介護 3・4・5 |
|--------------------------|--------------------------|
| 10,860円 (居宅介護支援費 i) | 14,110円 (居宅介護支援費 i) |
| 5,440円 (居宅介護支援費 ii) | 7,040円 (居宅介護支援費 ii) |
| 3,260円 (居宅介護支援費 iii) | 4,220円 (居宅介護支援費 iii) |

※ 居宅支援費 i :ケアマネジャー、一人当たり取扱件数40件未満

※ 居宅支援費 ii :ケアマネジャー、一人当たり取扱件数40件以上60件未満

※ 居宅支援費 iii :ケアマネジャー、一人当たり取扱件数60件以上

2. 口座振込み(振込先: 鹿児島銀行 日南支店 普通 3004521
合資会社 祥桐 代表社員 上野祥子)

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業所の都合により、介護支援専門員を交替する事があります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情について(契約書第17条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

☆ 苦情受付:合資会社祥桐窓口担当者 上野 祥子 、電話(FAX): 0987-21-2308
受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日南市役所 介護保険係り

所在地: 宮崎県日南市中央通一丁目1番1号

電話: 0987-31-1160 FAX: 0987-31-1966

国民健康保険団体連合会

所在地: 宮崎県宮崎市下原町231番地1

電話: 0985-25-5301 FAX: 0985-25-0268

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 ブレイス居宅支援サービス

説明者職名 介護支援専門員：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

親族代表者

住 所

氏 名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年 3月31日)第4条の規程に基づき利用申込書又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(3) 虐待防止について(契約書第19条・1)

当事業所は、ご利用者の人権擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し等の措置を講じます。

- ① 当事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所従業者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する話し合いを設けその結果について従業者に周知を図ります。
- ④ 当事業所は下記の通り虐待防止責任者を定めます。

(4) 感染症に向けた取り組みについて

当事業所において感染症が発生し、又蔓延しない様に次に掲げる措置を講じます。

- ① 当該職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に勤めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の話し合いを6か月1回以上開催し結果を周知徹底します。

(4) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(5) 業務継続のに向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅支援サービスの提供を継続実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため当該事業所継続計画に従って必要な措置を講じます。

(6) ハラスメント対策

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えて下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

7

- ② 意に添わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し再発防止に取り組み同時事案が発生しないための再発防止策を検討します。

【責任者】

役職： 管理者 上野 様子

《 重要事項説明書付属文書 》

1. サービス提供における事業者の義務(契約書10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員又は従業員は居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

2. 損害賠償について(契約書第12条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第13条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合。
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合は(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第14条・第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合、

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。